

## カムイワッカ地区における検討の進捗状況

## トピック

1. 道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制を平成 28 年 8 月 1 日～25 日及び 9 月 18 日～22 日の計 30 日間で実施中。
2. カムイワッカから硫黄山登山口間の道路特例使用制度を平成 28 年 6 月 18 日から 9 月 25 日の計 100 日間で運用中。
3. 平成 29 年度以降のマイカー規制期間は今年度カムイワッカ部会にて検討する。

## 1. カムイワッカ地区自動車利用適正化対策

- ・平成 28 年度は、8 月 1 日～25 日及び 9 月 18 日～22 日の計 30 日間において、道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制及びシャトルバスの運行を実施中。
- ・前年に引き続き、マイカー規制期間におけるバス巡回場（500m 手前）からの徒歩利用を実施。
- ・混雑が予想される 7 月の連休において、関係機関が協力して交通誘導を実施。

## 2. 硫黄山登山口利用

- ・道道知床公園線カムイワッカ以奥については落石の恐れがあることから平成 18 年より通行止めになっている。このうちカムイワッカ～硫黄山登山口間については平成 23 年度より道路特例使用制度を運用し、申請を行った登山者に限り徒歩による通行を認めることとしている。
- ・平成 28 年度は、6 月 18 日から 9 月 25 日まで計 100 日間道路特例使用制度を運用中。
- ・今後、道路特例使用制度の終了日については規則性をもたせ、9 月最終週の日曜日とする。
- ・登山者用駐車スペースの周知強化など、登山者駐車対策を実施。

## 3. カムイワッカ湯の滝の利用

- ・平成 28 年度のカムイワッカ湯の滝の利用は、平成 18 年度以降の運用と同様に、一の滝上部までを供用区間とし、道道知床公園線の供用期間に合わせ 6 月 1 日から利用可能となった。

## 4. カムイワッカ部会の開催状況

- 第 7 回カムイワッカ部会：平成 28 年 3 月 3 日
  - ・平成 28 年度マイカー規制期間を決定した。
  - ・平成 28 年度道路特例使用承認期間を決定した。
  - ・平成 29 年度以降のマイカー規制等のあり方について検討した。

## 5. 知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会の開催状況

- 平成 28 年度連絡協議会：平成 28 年 5 月 25 日
  - 以下の議題について、報告を行った。

- ・平成 27 年度自動車利用適正化対策実施結果、会計報告
- ・平成 28 年度自動車利用適正化対策実施計画、収支予算

## 6. カムイワッカ地区の整備について

- ・平成 26 年にカムイワッカの滝周辺の仮橋が撤去され、平成 27 年から滝 500m 手前のバス旋回場の運用が開始した。現在のところ、特段の支障は生じていない。
- ・平成 30 年度シーズン後半に、安全対策のための左岸補強工事（+バス旋回スペース整備）が実施される予定。
- ・この結果、今後の利用形態は以下のとおりとなる。

年度	マイカー規制期間 (シャトルバス運行期間)	自由通行期間
平成 29 年度	滝 500m 手前でのバス降車	滝周辺まで車での立入が可能
平成 30 年度	滝 500m 手前でのバス降車	滝周辺まで車での立入が可能 (左岸補強工事との調整が必要)
平成 31 年度	滝周辺までバスでの立入が可能	滝周辺まで車での立入が可能

## 7. 平成 29 年度以降のマイカー規制期間について

- ・平成 25 年に、平成 26～28 年の 3 年間のマイカー規制実施期間について基本方針を定め、それに則って期間設定を行ってきた。
- ・平成 29 年度以降のマイカー規制期間については未定のため、過年度の運用状況を踏まえ、今年度カムイワッカ部会にて検討を行い基本的な方針を定める。